

漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 1 0 日
農政水産部水産局水産政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、水産業に係る原油価格・物価高騰の影響緩和を図るため、予算で定めるところにより、別表に定める補助対象者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとす

る。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (2) 知事は、規則に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対し調査し、報告を求めることができるものとする。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は変更承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業の実施を証明する関係資料

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月10日から施行する。
- 2 水産業物価高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月10日定め）は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による

別表（第1条、第3条、第4条、第8条関係）

事業名	補助対象経費	補助率等	補助対象者	重要な変更
				事業の内容の変更
漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業	漁業協同組合や民間企業が、当団体に所属し、かつ国の漁業経営セーフティネット構築事業に加入した者に対し、同事業の漁業用燃油価格安定対策事業及び養殖用配合飼料価格安定対策事業の積立に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内 （間接補助事業に係る補助対象経費の3分の1の額を上限とする。ただし、養殖用配合飼料価格安定対策事業の積立に要する経費については、補助上限額を10,000千円とする。）	漁業協同組合 民間企業	県費補助金の増額又は30%以上の減額を伴う変更
	国の漁業経営セーフティネット構築事業のうち養殖用配合飼料価格安定対策事業の積立に要する経費	3分の1以内 （ただし、補助上限額を10,000千円とする）	養殖業者	
	事務のとりまとめ等に要する経費	定額	漁業協同組合 民間企業	

様式第1号（第5条、第11条関係）

漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業計画（実績）書

1 事業の目的（実績）

2 事業計画（実績）の内容

補助事業に 要する（要した）経費	積算内訳	備考
漁業用燃油価格安定対策事業 積立申込額 養殖用配合飼料価格安定対策 事業積立申込額 推進事務費		
合計		

3 事業完了予定（完了）年月日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)

補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた 年度漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金について、変更承認を受けたいので、本事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更承認申請額
- 3 添付書類
変更の理由がわかる資料

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)

補助金請求書（概算払）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた 年度漁業経営
セーフティーネット対策緊急支援事業について、下記により金 円を概算払
により交付されたく、本事業交付要綱の第10条の規定に基づき請求します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
2 既受領額 _____ 円
3 今回請求額 _____ 円
4 未請求額 _____ 円

債権者番号：
口座管理番号：
振込先（金融機関名・支店名）：
預金の種類：
口座番号：
口座名義：

担当者	
連絡先	

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（第 号）により交付決定通知のあつた 年度漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金について、交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（年 月 日付け（第 号）による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

参考様式（規則第3条関係）

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

補助金等交付申請書

漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金交付要綱に基づく 年
度漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業費補助金については、金 円
を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他添付書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名：

電話番号：

電子メール：

参考様式（規則第14条関係）

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

補助事業実績報告書

年 月 付け 文書番号 で交付決定のあった 年度漁業経営セーフ
ティーネット対策緊急支援事業費補助金については、下記のとおり事業を実施したの
で、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第14条の規定により、
関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他添付書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名：
電話番号：
電子メール：